

函館市企業局職員の分限に関する要綱

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）および職員の分限に関する条例（昭和27年函館市条例第5号）に定めるもののほか、函館市企業局職員（以下「職員」という。）が法第28条第1項に該当する場合における当該職員に対する降任または免職の取扱いについては、職員の分限に関する要綱（平成28年4月1日施行）の規定の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 函館市企業局職員の適格性を欠く職員等への対応および休職職員の復職に関する要綱（平成23年4月1日施行）は、廃止する。